

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【 小諸市動物園 フクロウの ふくちゃん 】

(使用許諾：小諸市商工観光課)

8 月
№208

I. 中小企業をめぐる最近の動き.....	P 1
II. 役員と会社の取引における注意点.....	P 3
III. 低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除	P 5
IV. 週二点改善提案のすすめ.....	P 6
V. 65歳超雇用推進助成金.....	P 9
VI. 私の履歴書 ～その 15～	P 11
編集後記.....	P 13
事務所カレンダー	P 14



I. 中小企業をめぐる最近の動き

所長 佐藤 英人

1. 行動制限なき新型コロナの第7波

過去最多の感染者数が続いています。私も沖縄でコロナに感染し、7月13日から10日間東京で隔離生活を送りました。発熱は治まりましたが後遺症の咳と痰がひどく、さらに10日間は面談等を控えました。今回は周りに多くの罹患者がいるので色々聞くと、BA5はオミクロンより多少後遺症が残り、1か月くらいは症状が続くようです。



しかし重症者と死者の比率は下がっているので、欧米では全く行動制限もマスクもなしです。逆に中国は強制ロックダウン政策を続けています。日本はその中間というか、陽性者は10日、濃厚接触者は5日の隔離生活や4人以上の会食自粛など、中途半端と思われる対応が目立ちます。

行動制限が実質ないということは、飲食店や旅館への休業補償金もない、ということです。政府予算は物価高騰の対策費で手一杯、ということも理由なのだと思います。

したがって、休業補償金のない今回のほうが、飲食店などは大変な状況ではないでしょうか？

2. 事業再構築補助金 第7回公募が開始されました

第6次が6月30日で締め切れ、あと残り2回です。投資を考えて新事業を開始するなら、ぜひチャレンジを。5回までの採択数を42都道府県で単純に割れば、1県当り1,000社を超えています。7回目は締切が9月30日です。8回目で終了とされていますのでこの機会を逃さないように！

回数	締切日	応募者	採択者	割合
1回	R3年5月7日	22,231	8,016	36%
2回	R3年7月2日	20,800	9,336	45%
3回	R3年9月21日	20,307	9,021	44%
4回	R3年12月21日	19,673	8,810	45%
5回	R4年3月24日	21,035	9,707	46%
6回	R4年6月30日	未発表	未発表	
合計		104,046	44,890	43%

3. コロナ支援金不正受給調査本格化！

8月5日の日経新聞では、雇用調整助成金と休業支援金の不正受給について、

- ① 厚生省の調査では計716件 約66億円の不正受給を確認したが、別途、会計検査院が調査したところ、新たに約3億円の不正が見つかった。
- ② このため現在発覚しているのは氷山の一角として、「調査と手法につき厚生省に異例の是正要求をした。」との記事を載せていました。

管理職を中心に、出勤させながらタイムカードを押させずに助成金を受領した等の不正の摘発が続いています。社員からのヒアリングやパソコンの使用状況などでの発覚と思われます。関与先の中でも、査察や調査委任弁護士事務所からの通知での摘発の事例がありました。コンプライアンス違反は金融機関への信用失墜となりますので、注意をしてください。

4. 物価・賃金・生活総合対策本部の設置

内閣府は上記対策本部を設置し、第1回会議を6月21日、第2回会議を7月15日に開催して、経済産業省・農林水産省・厚生労働省の具体的な物価対策の報告書がHPで公表されています。

まだ5・6月までの実績しか公表されていませんが、おそらく今後2カ月ずつの実績と対応策が継続的に公表されていきますので、目が離せないHPサイトです。内閣府は消費者物価指数は2.5%の上昇で、世界的な平均7%に比べ落ち着いているとの見方です。

確かに燃料の価格補填でガソリンが1リットル当たり170円程度に抑えられていること、また輸入小麦粉の国内販売価格を9月まで半年据え置いていることや、飼料価格も抑えていることが効果を上げているとは思いますが。

しかし、逆に10月以降、政府が物価高騰対策をどの程度継続できるかで、10月以降大幅な物価高騰は避けられないかもしれません。注目していく必要があります。

5. コロナ資金の返済~クローズアップ現代の報道

いわゆるゼロゼロ融資は9月まで延長されることが決定しています。まずはこれを機に最後の融資もしくは借り換えを検討されてはいかがでしょうか？2年前の制度に比べて据置期間と返済期間が延長されていますので有利となっています。

リスクの申し込みの前に「借換え」も検討する必要があります。

さて問題は2年前の融資から据置期限が終わり、いよいよ返済開始の企業が増えています。事前に手を打ったところはいいいのですが、1~2カ月分は返済できてもコロナが収まらない以上、資金ショートしてしまう企業が激増するのではと危惧されています。

NHKのクローズアップ現代の7月6日放送分（HPで記事が読めます）で「コロナの借金が返せない！？ゼロゼロ融資・42兆円の反動」と題して特集されました。その番組の最後のまとめは3つの鍵として ①自主再生 ②財務・事業の再構築 ③事業を畳む、とされています。





Ⅱ. 役員と会社の取引における注意点

企業にコンプライアンスやガバナンスの強化が求められる中で、役員と会社の取引は重要な注意事項の一つです。特に、法人税法上 使用人に対する給与は、原則損金算入されますが、役員に対する給与については役員自身が給与を決められるなど恣意性が介入する余地がありますので、損金算入に関する制限が定められており、注意が必要です。

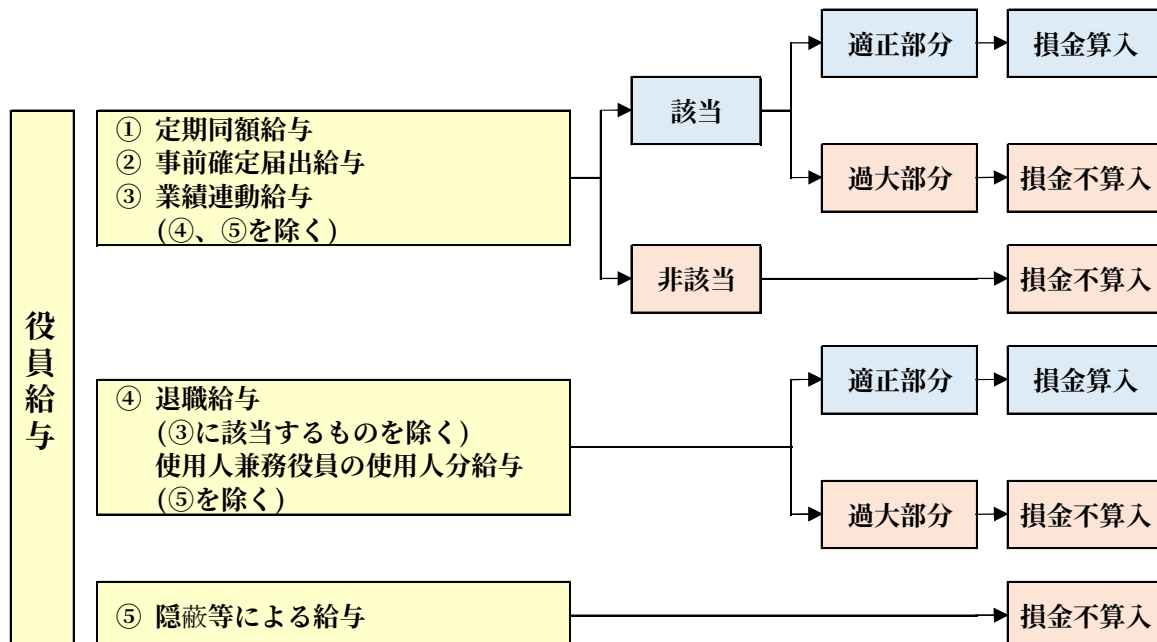
1. 会社法上と法人税法上の役員は異なる

会社法上の役員でなくても、実質的に役員と同様の人を法人税法では「みなし役員」として取り扱うため、役員と同じ制限を受ける場合があります。

法人税法上の役員範囲	
会社法上の役員	税法独自の役員「みなし役員」
法人の取締役・監査役・執行役	① 法人の使用人以外の者で、その法人の経営に従事している者
会計参与・理事・監事・清算人	② 同族会社の使用人のうち、一定の株式所有割合要件を満たしている者で、その会社の経営に従事している者

2. 役員給与が損金不算入となるものがある

法人税法上の役員に対する給与の区分及びその取扱い、次のようになります。



- ①定期同額給与：原則として、一年間、毎月一定額を支給しているもの。
 ②事前確定届出給与：予め、所定の時期に一定額を支給するものとして税務署に届出しているもの。
 ③業績連動給与：会社が得た利益(業績)に連動して決まる報酬で、利益の状況・株式の市場価格の状況を示す指標等で算定され、算定方法を有価証券報告書で開示しているもの。

3. 給与に含める経済的利益がある

給与の支払いはないが、給与を支給したと同様の経済効果をもたらすものを「経済的利益」といい、その経済的利益の供与は原則として給与として取り扱われ、前項の①～③に該当しない限り、損金算入は認められません。

給与とされる経済的利益	項目	給与とされる金額
	1. 物品、その他の資産の贈与	その資産の時価
	2. 資産を時価より低額で譲渡した場合	その資産の時価と譲渡価額との差額
	3. 資産を時価より高額で買入れた場合	その資産の時価と買入価額との差額
	4. 債権放棄、免除した場合	放棄、免除した債権金額
	5. 債務を無償で引き受けた場合	その引き受けた債務の額
	6. 土地・家屋の無償・低額での提供	通常取得すべき賃借料の額と実際徴収額の差額
	7. 金銭を無償・低利率で貸し付けた場合	通常取得すべき利率の利息と実際徴収額の差額
	8. 用役の無償・低額での提供	収入すべき対価金額と実際徴収対価額の差額
	9. 機密費、接待費、交際費、旅費等	その法人の業務のために使用したことが明らかでないものの額
	10. 役員等の個人的費用を負担した場合	その費用負担額
	11. 役員等の個人的社交団体費用を負担した場合	その費用負担額
	12. 役員等を被保険者及び保険金受取人とする生命保険契約を締結して保険料を負担した場合	その費用負担額

法人が役員に対し、経済的利益の供与をした場合でも、それが所得税法上経済的な利益として課税されないものであり、かつ、法人がその役員に対する給与として経理しなかったときは、給与として取り扱われません。

給与とされない経済的利益	所得税法上課税されないもの
	1. 葬祭料・香典・災害見舞金
	2. 結婚・出産等の祝金品
	3. 永年勤続者の記念品等
	4. 創業記念品等
	5. 自己の取り扱う商品、製品等の値引販売
	6. 残業、宿日直者に支給する食事
	7. 災害等による無利息・低利貸付
	8. 自己の営む事業に属する用役の無償・低額提供
	9. 役員・使用人全員を対象とする生命保険料・損害保険料等で一定のもの



同族会社やオーナー企業であっても、役員と法人は別人格のため、取引の内容によっては、株主総会や取締役会の承認決議を経て、その議事録を残しておく必要があります。また、経営者保証ガイドライン[事務所ニュース 2018.8 月号掲載] では資金調達時の「経営者保証を外してほしい」といった場合には、資産の所有やお金のやりとりに関して、「法人と経営者が明確に区分・分離」されていることが要件となりますので、公私の区別は厳格にする必要があります。

(担当：監査部5課)



Ⅲ. 低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除

土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化、さらなる所有者不明土地発生の予防に向け令和２年度税制改正において、低未利用土地の適切な利用・管理を促進するための特例措置が創設されました。適用期限が迫ってきましたのでご案内いたします。

1. 概 要

個人が、令和２年７月１日から令和４年１２月３１日までの間において、都市計画区域にある一定の低未利用土地等を５００万円以下で売却した場合には、その年の低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額から１００万円を控除することができます。その譲渡所得の金額が１００万円に満たない場合には、その譲渡所得の金額が控除額になります。

2. 低未利用土地等とは

低未利用土地等とは、居住の用、事業の用、その他の用途に利用されておらず、またはその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途もしくはこれに類する用途に利用されている土地の利用の程度に比し、著しく劣っている土地や当該低未利用土地の上に存する権利のことをいい、具体的には空き地・空き家・空き店舗等が該当します。

3. 要 件

- (1) 売却した土地等が、都市計画区域内にある低未利用土地等である。
- (2) 売却した年の１月１日において、所有期間が５年を超えること。
- (3) 売り手と買い手が、親子や夫婦など特別な関係でないこと。
- (4) 売却金額が、低未利用土地等の上にある建物等の対価を含めて５００万円以下であること。
- (5) 売却後に、その低未利用土地等が利用されること。
- (6) この特例の適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であった土地から前年又は前々年に分筆された土地又はその土地の上に存する権利について、前年又は前々年にこの特例の適用を受けていないこと。
- (7) 売却した土地等について、他の譲渡所得の課税の特例の適用を受けないこと。

4. 手続き・提出書類

以下の書類を土地の所在する市区町村に提出し、売却した土地が特例の要件に該当しているかを確認します。その後市区町村長より確認した旨の書類が交付されます。

【低未利用土地であることの確認】

- (1) 低未利用土地等確認申請書
- (2) 売買契約書の写し
- (3) ①～④のいずれかの書類



- ① 空き家バンクへの登録が確認できる書類
- ② 宅地建物取引業者が現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告
- ③ 水道、電気等の使用中止日が確認できる書類
- ④ ①～③の証明ができない場合
 - ア 宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを確認する書類
 - イ その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類

【買主が購入した土地・建物を利用する意向があることの確認】

下記の状況によって提出する書類が異なります。提出する書類の様式については、売却した低未利用土地等の所在する市区町村にお問い合わせください。

- (1) 宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合
- (2) 宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合
- (3) (1)、(2)ともに提出が出来ず、宅地取引業者が譲渡後の利用について確認した場合



【所有期間が5年を超えていること、分筆の有無についての確認】

申請のあった土地等に係る登記事項証明書

前述の通り、特例の適用対象は令和4年12月31日までに売却された土地となるため期限まで残り僅かですが、この特例を機に利用していない土地等の売却を検討してみてもいいでしょうか。

参考資料：国土交通省 低未利用土地の適切な利用・管理を促進するための特例措置
 国税庁 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除

(担当：監査部5課)



IV. 週二点改善提案のすすめ

当事務所では、35年前より継続して「週二点改善提案」と呼ばれる、事務所の改善活動に取り組んでいます。読者の皆様のご参考になれば幸いですので、活動内容を紹介させていただきます。

1. 週二点改善提案とは

週二点改善提案活動は、私共の所属しているTKC全国会で会計事務所の合理化手段として提言され、全国のTKC会員事務所で実施されています。

具体的には、①お客様にとってよいか、②事務所にとってよいか、③働く人にとってよいか、この基準を基に職員自身が、日頃、「こうした方が良くなるのではないかと効率化するのではないかと」考えている点を、毎週順番に一人1～2提案ずつ発表し、全員で検討します。

2. 当事務所の取り組み

当事務所の改善提案活動の歴史は長く、1987 年(昭和 62 年)に始まり、累計 2830 点にも及ぶ提案がなされ、数多くの改善に結び付けてきました。

- ①毎週水曜日を「改善提案日」とし、朝礼で当番者が提案を発表、提案に対し、全員でグループ毎に話し合い、意見発表します(所要時間は 10 分程度です)。
- ②「週二点改善提案委員会」を設置し、委員が週毎に順番で司会進行、意見を取り纏め、再度委員会で話し合い、提案に対する処理の方向性を定め、各担当部署・委員会へ処理依頼をし、提案に対する改善の実施を促します。

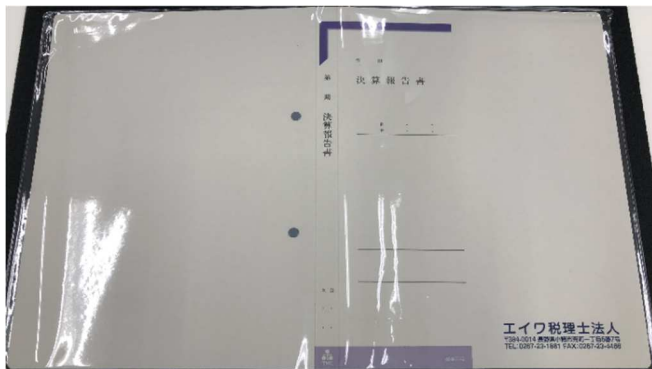
以上の流れで、経営者(所長)が全て決定し指示を出す「トップダウン方式」ではなく、職員が自ら考え全員で話し合う「ボトムアップ方式」により、より多くのお客様・職員にとっての改善に繋がるよう取り組んでおります(所長も順番に入って職員と同様に提案しています)。

また、年 2 回、全員で優秀提案への投票・表彰も行い、ちょっとしたイベントになっています。

3. 表彰提案のご紹介

ご参考までに過去 5 年間で表彰された提案の一部をご紹介します。

H29 年 上半期 第 1 位	提案項目	車両使用予約ボードのリニューアルを																														
	現 状	車両の使用予約ボードに使用時間帯を矢印で記入できるよう改定されたが、利用状況は改定前とあまり変わっていない。																														
	改 善 案	<table border="1"><tr><td>車名</td><td>●●●</td></tr><tr><td>No.</td><td>0000</td></tr><tr><td></td><td>鍵</td></tr><tr><td>8</td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>名前</td></tr><tr><td>10</td><td></td></tr><tr><td>11</td><td>名前</td></tr><tr><td>12</td><td></td></tr><tr><td>13</td><td>名前</td></tr><tr><td>14</td><td></td></tr><tr><td>15</td><td></td></tr><tr><td>16</td><td>名前</td></tr><tr><td>17</td><td></td></tr><tr><td>18</td><td></td></tr></table> 左図のように職員名を表記したマグネットを 1 人に付き 2 個使用し、マグネットボードに貼付して使用時間帯を示してはどうか。	車名	●●●	No.	0000		鍵	8		9	名前	10		11	名前	12		13	名前	14		15		16	名前	17		18		処理 顛末	職員名の表示されたマグネットを 1 名につき 2 個用意し、使用したい時間帯に貼付することで使用者と使用時間を簡単に明示でき、マジックで記入し消す手間がなくなり、使用予約しやすくなった。
車名	●●●																															
No.	0000																															
	鍵																															
8																																
9	名前																															
10																																
11	名前																															
12																																
13	名前																															
14																																
15																																
16	名前																															
17																																
18																																

H29 年 上半期 第 3 位	提案項目	給湯室の流し台のスポンジについて	
	現 状	流し台のスポンジ（2 つ）はシンク用なのか食器洗い用なのか区別の付かない状況にあり、シンク用で食器洗いしてしまう可能性があり不衛生である。	
	改 善 案	シンク掃除用は黒、食器洗い用はピンクやオレンジと色で区別してみてはどうか。	
	処理顚末		提案通りスポンジを色で区別し、スポンジ置き場にテプラで区別表示も行なった。
R1 年 下半期 第 1 位	提案項目	フレックスタイム制の導入を	
	現 状	法改正によりフレックスタイム制が見直され、より柔軟な働き方の選択が可能となっているが、当事務所では採用されていない。	
	改 善 案	定時の前後 1 時間程度の範囲で早出早帰りを採用してはどうか。残業時間の削減や終業後のプライベート時間の確保に繋がると考えられる。	
	処理顚末	まずは水曜日・土曜日限定で試験導入され、その後、全曜日で導入をという改善提案も出され、全曜日で導入された。	
R3 年 下半期 第 1 位	提案項目	お客様用の決算申告書製本ファイルにカバーを	
	現 状	お客様にお渡しする決算申告書の編綴・押印作業の間にファイルに傷や汚れ、インクが付いてしまうことがある。	
	改 善 案	決算ファイルに透明なカバーをかけてみてはどうか。お客様にとっては年に一度の大切な書類なので、お客様ファーストの観点からも、丁重に扱う必要があると思う。	
	処理顚末		提案通り、カバーを購入して保護し、傷や汚れが付かないようにした。



R3 年 下半期 総務部 長賞	提案項目	来客時の駐車スペースを分かりやすく	
	現 状	お客様用の駐車場が満車の際に事務所車両駐車スペースに入り込んで困っているお客様を何度か見掛けたことがある。	
	改 善 案	「奥にはお客様用の駐車場がない」もしくは「空気が無い場合は奥へどうぞ」など、分かりやすいように表示した方が良いのではないかな。	
	処理顚末		提案通り、案内を作成。分かりやすい場所に設置した。

紙面の都合上、掲載はごく一部となってしまいましたが、ご紹介したとおり、日常の些細な気付きでも、多くの職員の共感を生み、大きな改善に繋がるのだなと改めて実感致しました。

改善提案は目的ではなく、手段です。より合理的に業務を行うために、常に自分や周囲の仕事について考える習慣作りが肝要です。

毎週行うのが大変であれば、仮に月に2点でも1年で24項目も改善・合理化ができます。

変化する時代に併せて自らの会社や仕事を変え、より良い会社とするために、足元の小さなことから社員と共に変えていく「週二点改善提案」の実施をおすすめ致します。

(担当：週二点改善提案委員会)



V. 65歳超雇用推進助成金

2019年に行われた金融庁の金融審査会「市場ワーキング・グループ」の報告書によって、「老後の30年間で約2,000万円が不足する」と発表され、話題になったのを覚えていらっしゃるでしょうか？総務省がまとめている「家計調査年報(2017年)」での「高齢夫婦無職世帯」の平均収入と平均支出の計算結果から、収入は約20.9万円、支出は約26.4万円で、その差額は1ヶ月5.5万円が不足する。つまり、1年間で66万円、20年から30年後の老後生活を見据えると約1,320万円～1,980万円が不足する計算です。これが発表された当時は、かなりの騒ぎとなりました。そこで政府が次に打ち出してきたのは人生100年時代です。これにより、年金の支給が70歳、80歳になってもしょうがないのかな？という感じが漂ってきました。となると、それまでは働かなくてはならないことになります。



このところ多い、「定年退職は70歳にしないといけないのか・・・」という問い合わせについては、現在のところ全く根拠のない話で、定年は60歳、再雇用が65歳で法律上は問題はなく、雇用の努力義務が70歳までとあるだけです。

ですが、会社としてはそろそろ定年を引き上げようか、あるいは再雇用を65歳から70歳にしようか？という話もでていてるのではないのでしょうか？

昨年度は定年を引き上げる企業が多く、定年引上げに関する下記の助成金は年度途中で受付停止となりました。

今年度は内容をリニューアルして再登場となりましたが、大変人気があるので、検討されている企業は早期の対応をお願いいたします。

① 助成金の概要

令和4年4月1日以降に、A. 65歳以上への定年引上げ B. 定年の定めの廃止 C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入 D. 他社による継続雇用制度の導入のいずれかを実施した事業主に対して助成を行います。

② 主な支給要件

助成金の対象者は、支給申請額の前日において勤務している中小企業に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者です。この被保険者の数に応じて助成額が決まります。

【A. 65歳以上への定年の引上げ B. 定年の定めの廃止】

措置内容 60歳以上 被保険者数	65歳	66～69歳		70歳以上	定年の定めの 廃止
		5歳未満の 引上げ	5歳以上の 引上げ		
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

【C. 希望者全員を対象とする 66歳以上の継続雇用制度の導入】

措置内容 60歳以上 被保険者数	66～69歳	70歳以上
1～3人	15万円	30万円
4～6人	25万円	50万円
7～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

【D. 他社による継続雇用制度の導入※】

措置内容	66～69歳	70歳以上
支給上限額	10万円	15万円

※上記表の支給額を上限に、他社における制度の導入に要した経費の1/2の額を助成します



③ 申請手続きのポイント

高年齢者雇用等推進者を選任し、高年齢者雇用管理に関する措置を就業規則等に規定します。高年齢者雇用管理に関する措置は、以下の項目から1つ以上選択します。

高年齢者雇用管理に関する措置	導入事例
職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等	高年齢者の技能を向上させるための職業能力の開発、教育訓練
作業施設・方法の改善	高年齢者の身体的負担を軽減するための機械設備の導入
健康管理、安全衛生の配慮	高年齢者を対象とした法定外の健康管理、安全配慮
職域の拡大	高年齢者の能力、知識、経験等が活用できる職域の拡大
知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進	知識、経験等を活用できる配置または処遇
賃金体系の見直し	高年齢者の就労の機会を確保するための能力、職務等の要素を重視する賃金制度の創設
勤務時間制度の弾力化	短時間勤務、隔日勤務等を活用した勤務時間制度の弾力化

④ 申請受付期間

AからDの措置の実施日が属する月の翌月から起算して4ヶ月以内の各月の月初から5開庁日以内に支給申請に係る書類を申請窓口（各都道府県 高齢・障害者業務課）に提出いたします。



（担当：総務部）



VI. 私の履歴書（その15）

～ 建設業の再生に向き合って② ～ 所長 佐藤 英人

平成の10年代頃は今では考えられないほど疲弊していた建設業。経営事項審査（経審）によるランク付けを意識した決算処理が横行していた時代でもありました。

しかし、金融庁が金融機関へ厳しい検査を実施している中、そのような建設業を放置しておくことは認められませんし、何より金融債務の金利支払いで急速に体力を消耗して、行き詰まる建設業者が増えてきました。



特例承継経審のはじめ

金融機関の紹介で、ある建設業の再生に取り組みました。バブル時代に抱えこんだ投資不動産の処理は当然売却損が発生し、ただ処理をすることは本体の財務を大きく傷つけますのでできません。建設業は商号を続用した新会社を設立し、そこに事業譲渡し、残った法人は不良在庫等を処分して特別清算により金融債務のカットを行う手法を採用することにしました。

しかし、特定建設業の認可をとることと、経営審査での入札参加資格を維持できなければ、新会社は仕事が取れず、また仕掛中の仕事が完成させられず干上がってしまいます。

そこで、金融機関の再生担当者と長野県の建設課を訪問し、国から指針は出ているのですがほとんどの県で対応していただけていなかった承継経審の対応をお願いいたしました。

県としても初めてとのことで話し合いながら、新会社を設立して特定建設業の資格を取り、旧会社からの事業譲渡後に経審を臨時で行っていただく。この仕事を行政書士として行いました。数か月の期間はかかったのですが、特例扱いで何とかできました。その後、会社分割に切り替えて建設業数社の再生を同様に行いました。

金融機関の同意なき再生の横行

しかし問題が発生しました。何故あの会社だけ再生させてもらえるのか？と、私どもが始めたこのスキームだけを模倣し、メイン銀行との相談・同意もなく新会社を作る案件が数件発生しました。特に政治家を使った要求には金融機関が態度を硬化させたと聞いています。



債権者の同意がない、債務逃れだけが目的の新会社設立は、詐害行為と言って金融機関が一番嫌うやり方です。債務カットには経営者責任などのきちんとした対応が必要なのです。

のちには、オリックスが行った裁判などもあり最終的には詐害的会社分割・事業譲渡として会社法が改正されて金融機関の同意なき分割による再生は封じられました。再生には経済的合理性・債権者の納得性・透明性など極めて道徳的な側面が要求されるのです。

途中で手を引いた再生案件

飛び込みで依頼された建設業の案件がありました。支援者探しからスタートし、最後の手段で再生スキームに入ることにしました。不良資産があったのは仕方がないのですが、やっと金融機関と交渉して再生スキームが始まる時に、実は簿外負債があり実態バランスがさらに毀損していたことを社長が告白しました。当然金融機関は激怒し再生はご破算、私もその段階で手を引きました。

しかし会社は独自に再生スキームをほかの行政書士で行ってしまい、結局旧会社は債権者申立ての破産となりました。最初からすべての実態を明確にしておけばこのようにはならなかったと思い、悔やまれる案件でした。

それ以降、私的再生スキームは一時封印され、民事再生のみが許される時期が続きました。

民事再生の成功例

東京での旅館再生で知りあった弁護士と居酒屋で忘年会をしていたその場に、一度私的再生を行った建設業者から、「関連会社でコンプライアンス違反があり来週の手形貸付の書換えを銀行から拒否された。」と突然電話がありました。とっさのことに前で一緒に飲んでいる弁護士に「急ぎ民事再生を受けていただけるか？」と相談し、翌日の土曜に当事務所で打ち合わせをし、その日から約 1 週間後に民事再生を申立てました。建設業で民事再生が成功した例が極めて少なく心配したのですが、本体に問題があったわけではなかったことや、申立て後でも工事が順調に取れたことで再生が成功した事例でした。



民事再生の失敗例

同じく最初の私的再生後に業績が上向かず資金繰りに窮して民事再生に飛び込んだ建設業者がありました。スポンサー探しをしたのですが、ちょうど長野県の建設業年金基金が詐欺と事務長の使い込みで大変な欠損を生み、建設業各社がそれを負担しなければならず、その負担金額が大きすぎて、期待していたスポンサー候補には断られました。



私が公共工事の連帯保証を引き受け、公共工事を継続完了させ、工事代金を受領できたところで、破産に移行しました。清算的民事再生ということで最初から破産を選択せずに仕掛工事等を整理して破産に移行するという手法となりました。

～ その 16 に つづ く ～

◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆



「今年の夏は例年以上に暑いっ！！」

など書くと

「毎年やないかいっ！！」

と怒られてしまいそうですね(笑)

異常な程の暑がりな私にとって、夏は苦手な季節です…

そんな私でも汗を止める方法があります。

首元、手首、足首の首の付く部位を濡れたタオルやアイスパック等で

同時に冷やす事で、驚くほど一瞬でビタッ！！

と汗を止めることができます！

頸動脈を冷やすことは熱中症対策にも有効です。

暑さが続く辛い時期、体を健康に保てますように。



いつも涼し気な小諸市動物園のペンギンさん達、羨ましい・・・🐧

今年は小諸市動物園にて 3 年ぶりに NIGHT ZOO が開催されます。

夜行性動物代表としてフクロウのふくちゃんを表紙に採用させて頂きました。



事務所カレンダー



※この予定は変更する場合もございます

8月	2日(火)	会議・研修日
	12日(金)	通常営業 (AM) ・ 大掃除 (PM)
	13日(土)～16日(火) お盆休み	
9月	1日(木)	会議・研修日
	17日(土)	営業日
10月	4日(火)	会議・研修日
	22日(土)	営業日

◆毎日の朝礼	8:45 ～ 9:00
◆会議・研修日	・会議： 午前9:30 ～ 11:00 頃まで ・研修： 午後1:00 ～ 4:30 頃まで

※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちに
ご連絡させていただきますのでご了承ください。 なお、緊急の場合はお知らせください。

